



正確な土地情報を記録するため

# 地籍調査事業を開始します

町では、地籍を現状に合った正確なものにするため、今年度から地籍調査事業に取り組みます。調査地区の土地所有者の皆さんには、調査へのご協力を願います。

## 地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法に基づく「国土調査」の一つです。

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地について所有者・地番・地目の調査と、境界と面積に関する測量を行い、その結果を地図や簿冊にする調査です。

## 地籍調査の必要性

現在、法務局にある公図や登記簿は、明治時代の地租改正によって作られたものが多く含まれているため、境界や形状などが現状とは違う場合があります。

また、登記簿に記載された面積も正確でない場合があります。

## 地籍調査の費用負担

地籍調査が行われると、その成果の「地籍簿」と「地籍図」の写しは法務局に送られます。そして「地籍簿」を基に登記簿が書き改められ「地籍図」は不動産登記法第14条の地図として備え付けられます。

地籍調査の費用負担は、国と県、

## 田原本町の取り組み

町が負担しますので、土地所有者の負担はありません。ただし、当該土地が「筆界未定」となり、後日「筆界未定」を解除する場合は、費用の負担が発生します。また、現地立ち会いに係る土地所有者本人の交通費などの経費は、土地所有者の負担となります。



## 地籍調査の効果

地籍調査を行うと次のような効果があります。

### 境界紛争の防止

土地の境界を明確にすることで、将来の境界紛争を未然に防止できます。

### 安全な土地取引

正確な土地情報が登記簿に反映されることで、安心して土地取引ができるため、経済活動全体の円滑化・活性化につながります。

### 災害復旧作業の円滑化

地震や水害などの災害が起きてしまった場合、地籍調査が行われていれば、元の位置を容易に確認することができ、復旧工事を円滑に進めることができます。

### 公共事業の効率化

道路整備などにおいても地籍調査が行われていれば、事前の調査や測量に多大な労力を費やすこともなく、容易に進めることができます。

### 税の適正化

地籍調査を実施すると、土地の面積が正確に測量されるため、税の適正化に役立ちます。

地籍調査事業は、国土調査法が制定され実施されてきましたが、全国的には51%の進捗率です。近畿2府4県の進捗率は低く、奈良県の進捗率は12%となっています。町では、優先順位（大規模農業地域、田んぼダム推進地域）などを考え調査地区を選定し、今年度からこの地籍調査に着手します。地籍調査地区の該当となりました土地所有者の皆さんは、該当土地への立ち入りや境界確定の立ち合いにご協力をお願いします。